

令和4年9月26日
記者発表資料

死亡野鳥（ハヤブサ）における高病原性鳥インフルエンザの疑いについて（第2報）

9月26日、伊勢原市で回収された野鳥（ハヤブサ 1羽）の、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生したことにより、現在実施している確定検査が陽性となった場合に備えて対処方針を別添のとおり決定しました。

《概要》

1 発生現場の概要

発生現場：伊勢原市内

2 今後の対応

現在実施している確定検査が陽性となった場合は、県で決定された対処方針に基づき、野鳥の監視強化等、別添対処方針に基づき各対応を実施します。

3 確定検査の検査結果判明日

現在、国立環境研究所において確定検査を実施しています。

※ 検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

《報道機関へのお願い》

1 発生現場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることからお控えいただくようお願いいたします。

2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、発生現場付近の農場等の生産者等、関係者が混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

※ 我が国ではこれまで鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは報告されていません。

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 羽太 電話 045-210-4301

野生生物グループ 松宮 電話 045-210-4319

令和4年9月26日
危機管理防災課

高病原性鳥インフルエンザの疑い事例発生に対する県の対応について

9月26日、神奈川県伊勢原市内において死亡した野鳥の鳥インフルエンザの簡易検査を行った結果、陽性反応が認められたことに伴い、環境省による確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザと判明した場合に備え、次のとおり対応方針を定めました。

1 野鳥の監視強化【環境農政局、地域県政総合センター】

環境省により9月26日に野鳥監視重点区域に指定された個体確認地点の周辺10km圏内について、引き続き、野鳥の監視を強化する。

環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における、野鳥でのウイルス感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する。

2 感染拡大の防止【環境農政局】

県内の家きん飼養農場（家きんを100羽以上飼養する農場）に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

確定検査の結果、陽性と判明した場合は、半径3Km以内の家きん飼養農場への立入検査を実施し、異常家きんの発生の有無を確認するとともに、異常発見した際には家畜保健衛生所への早期通報を指導する。

3 鶏卵・鶏肉の安全対策・風評被害の防止【健康医療局、環境農政局】

食鳥処理場における衛生管理や鶏受入時のチェック体制及び異常時の通報体制の強化を徹底するほか、県民の不安解消のため、情報を提供する。

4 相談窓口の設置【環境農政局】

野鳥不審死に関する県民の相談に応えるため、別紙のとおり相談窓口を設置する。

5 知事メッセージの発出【環境農政局、くらし安全防災局、健康医療局】

県の高病原性鳥インフルエンザ対策の県民への周知や風評被害の防止などの県民への理解と協力を求めるため、知事メッセージを発出する。

県では、今後も、国、隣接都県、市町村及び関係団体との情報共有のもとに連携して取り組んでまいります。

野鳥の不審死に関する相談窓口

横浜市、川崎市で発見した場合

環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ (045) -210-4319 (直通)
時間外は (045) -210-1234

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町で発見した場合

横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課 (046) -823-0210 (代表)

相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村で発見した場合

県央地域県政総合センター環境部環境調整課 (046) -224-1111 (代表)

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町で発見した場合

湘南地域県政総合センター環境部環境調整課 (0463) -22-2711 (代表)

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町で発見した場合

県西地域県政総合センター環境部環境調整課 (0465) -32-8000 (代表)

令和4年9月26日

県内野鳥における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例発生にあたっての
知事メッセージ

県民の皆様へ

- 令和4年9月26日、伊勢原市において回収された死亡野鳥の簡易検査を県が実施した結果、高病原性鳥インフルエンザが疑われたことから、環境省が病原性を確認する確定検査を実施しています。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との密接な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ過度に心配する必要はありません。
- また、鶏卵、鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていませんので、県民の皆様には、冷静な行動をお願いします。
- 本県では、国や市と連携して、野鳥の監視体制を強化するとともに、環境省の検査の結果、陽性が確定した場合は養鶏場へ緊急立入検査を実施するなど、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。
- なお、報道機関の皆様におきましては、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、指定された監視重点区域内はもとより、養鶏場への取材については、控えていただくようお願いします。